

## 令和6年第1回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年 1月 16日(水) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 議長 山本 正二  |            |           |
| 1番 武藤 康志  | 2番 伊藤 新司   | 3番 俵 薫    |
| 4番 井町 哲   | 5番 伊藤 美和子  | 6番 縄田 善博  |
| 7番 倉増 知   | 8番 前田 耕次   | 9番 中嶋 友之  |
| 10番 中野 修  | 11番 石田 健治郎 | 12番 中嶋 誠  |
| 14番 岸 英法  | 15番 馬屋原 眞一 | 16番 高見 清  |
| 17番 村上 浩一 | 18番 安富 法明  | 19番 山本 正二 |
- 4 欠席農業委員
- |           |  |  |
|-----------|--|--|
| 13番 安部 好恵 |  |  |
|-----------|--|--|
- 5 出席推進委員
- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 3番 安永 彰   | 9番 嶋田 義文  | 12番 鮎川 幸彦 |
| 13番 野上 武史 | 16番 阿川 伸美 |           |
- 6 事務局
- |            |           |          |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 河野 哲広 | 副主幹 井村 光敬 | 主事 小池 正晃 |
|------------|-----------|----------|

事務局	<p>午後2時00分開会</p> <p>互礼。</p>
議長	<p>それでは只今より令和6年第1回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員19名中18名、よって本総会は成立していることをご報告いたします。本日、欠席は、13番 安部委員でございます。</p> <p>美祢市農業委員会規則第16条第2項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思います。1番武藤委員、15番馬屋原委員。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは議事に移ります。議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条、許可申請2件について説明いたします。</p> <p>1件目、資料は1ページから5ページ、資料1の箇所です。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。高齢により耕作の維持管理が困難なため譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地について適切に管理されております。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではございません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしています。第5号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第6号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の各号に抵触しないと考えます。</p> <p>2件目、資料は6ページ資料2の箇所です。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載のとおりです。高齢により耕作の維持管理が困難なため譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地について適切に耕作されています。この件につきまして農地法第3条第2項の第1号から第6号の各号に抵触しないと考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>

前田委員	<p>8番 前田です。令和6年1月10日に現地調査を実施しました。山本会長、縄田委員、私、そして事務局から2名の計5名で実施いたしました。</p> <p>それでは資料1です。現地は●●です。田・畑ともよく保全管理されており、特に問題はございません。</p> <p>続いて、資料2です。現地は●●です。周辺の作っておられる耕作地もよく管理されており、特に問題はございません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
鮎川推進委員	<p>嘉万地区の鮎川です。</p> <p>1番目の件ですが、前田委員のご説明のとおり問題ないと思います。</p>
阿川推進委員	<p>伊佐地区の阿川です。</p> <p>2番目の件ですが、前田委員のご説明のとおり問題ないと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さんより何かこの件につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
安富委員	<p>相続なのだからそれだけのことだと思うのです。ですが、耕作がされているわけじゃないのですよ。水を当ててビオトープというような感じ。これはこれでいいとは思っています。けれども、農業委員会のほうから指導するような形をとってもらわないといけません。彼独特な方法で言われても周りの耕作者が非常に困るのです。これを含んだうえでお考えいただきたい。</p>
議長	<p>安富委員からありましたけど、私は行って見て草刈りの状態、近所の田んぼの間との色んな状態を見てもう少しきちんとした管理をしてくださいとお願いして帰ったつもりです。</p> <p>先月も●●の件で1ヶ月猶予をもらいましたが、この件についてもその状況を踏まえてですね、農地法上の問題を再確認することでもいいですかね？</p>

委員	(はいの声)
議長	はい、意見無いようでしたら、採決に移りたいと思います。 1を除く2番のみを原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号の2番につきましては原案のとおり決定をいたします。1番の1につきましては来月まで継続審議ということで、よろしゅうございますか。
委員	(はいの声)
議長	それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	4件朗読。 農地法第5条 許可申請4件について説明します。  1件目、資料は7～8ページ、資料3の箇所です。申請地は●●にあります。自己用住宅を建設するためのものです。この案件については農地法第5条第2項各項に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。  2件目、資料は9～10ページ、資料4の箇所です。申請地は●●にあります。駐車場にするためのものです。この案件については農地法第5条第2項各項に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 3件目、資料は11～12ページ、資料5の箇所です。申請者は●●に本店を置く太陽光発電を営む法人です。申請地は●●にある第3種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するものです。この案件については農地法第5条第2項各項に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

	<p>4 件目、資料は1 3 ページ1 4 ページ、資料6 の箇所です。申請者は●●に本店を置く太陽光発電を営む法人です。申請地は●●にある農用地区域内農地です。申請地を取得し売電事業を行うため最大発電出力4 9 . 5 k w の太陽光発電施設を設置するものです。この案件については農地法第5 条第2 項各項に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
縄田委員	<p>説明いたします。</p> <p>1 番目、申請地は●●にあります。住宅を建てられても問題は無いと思います。以上です。</p> <p>次に2 番目ですね。申請地は●●にあります。周りが全部ブロックで囲まれています。駐車場として整備されるってことで別に問題は無いと思います。以上です。</p> <p>3 番目、申請地は●●にあります。太陽光パネルを立てるという前提で綺麗に草刈りがされている。別段問題ないと思います</p> <p>最後に4 番目、申請地は●●にあります。三角の所に太陽光パネルを建てたいという申請です。問題ないと思います。以上で報告終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
阿川推進委員	<p>伊佐地区の阿川です。1 番の件ですが、縄田委員さんの説明のとおり問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
嶋田推進委員	<p>於福上地区の嶋田です。2 番の件ですが、委員さんのご説明のとおりなんら支障ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
野上推進委員	<p>西分地区の野上です。3 番の件ですが、縄田委員さんの説明のとおり、特別変わった様子はなく、いいのではないかと思います。</p>

	ご審議の程よろしく申し上げます。
安永推進委員	真長田地区の安永です。太陽光パネルの設置について、縄田委員の言われるように何ら問題ないものと思います。ご審議お願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。 委員の皆さんより何かございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか。はい。それでは採択に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案のとおり決定をいたします。 続きまして議事順位第3 報告第1号 公共工事に伴う転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 公共転用の届出が1件ありましたので説明いたします。 資料は15ページ、資料7の箇所です。令和5年債災害復旧工事に伴う農地一時転用箇所位置図も併せてご覧ください。 ●●より転用届が提出されました。災害復旧工事に伴う一時転用届でございます。以上報告いたします。
議長	災害復旧の関係で●●から一覧表が出ております。これで進入路、残土置き場、資材置場等で一時転用が行われると思います。転用されるまではよいのですが、工事終了後に現状復旧っていう課題が残っております。それにつきましては担当地域の委員さん、農業委員さん両方が協力しながらチェックの程よろしくお願いいたします。
委員	(はいの声)

議長	<p>それでは報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>議事順位第4 報告第2号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 1件朗読。</p> <p>合意解約11件について報告いたします。</p> <p>1件目は新たに利用権を設定するために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>2件目と3件目は●●のため解約されたものです。</p> <p>4件目と5件目は●●のため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>6件目と7件目は●●に関するものです。</p> <p>8件目から10件目は●●のため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>11件目も新たに利用権を設定するために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>地元の農業委員さんと推進委員さん、ご足労をお掛けしますが、次の耕作者が決まるように探してみてください。よろしくお願ひします。</p> <p>他に何かありませんか？無いようでしたら、報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第5 報告第3号 農地法第6条 第1項の規定による農地適格法人報告書について事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>それでは別紙の方をご覧ください。別紙にありますように2件ほど法人報告書が提出されております。●●と●●でございます。</p> <p>提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことを報告申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。無いようでしたら報告第</p>

	<p>3号を終わらせていただきます。</p> <p>では続きまして農業相談日の状況ですが、1月は無かったので相談はもらっておりません。以上でございます。</p> <p>委員の皆さんより何かございましたらお願いいたします。無ければ事務局、今後の日程をよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、今後の日程について報告いたします。令和6年2月の日程をご覧ください。総会は2月16日金曜日、午後2時から行います。次に農業相談日は2月13日、火曜日、午前9時から行います。当番委員は美祢地区が縄田委員、美東地区が岸委員、秋芳地区が俵委員です。最後に現地調査は2月7日、水曜日、午前9時から行います。当番委員は伊藤美和子委員、井町哲委員でございます。以上です。</p>
議長	<p>それでは本日の総会を終わりたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは互礼を行います。ご起立願います。礼。</p> <p>午後15時43分閉会。</p>



議事録は正確なることを認め署名する。

令和6年1月16日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

